

2016年8月

危機管理ニュース

日弁連が「海外贈賄防止ガイドンス(手引)」を公表

弁護士 甲斐淑浩

Contents

- 日弁連は、2016年7月15日に「海外贈賄防止ガイドンス(手引)」を公表した。
- 本ガイドンスは、2015年7月に改訂された経産省の「外国公務員贈賄防止指針」を補完する形で、現時点の海外贈賄防止対策に関するベスト・プラクティスを取りまとめたものである。
- 日本企業は、取締役の内部統制システム整備義務を果たし、各国規制による摘発・処罰を回避するために、本ガイドンスに基づき海外贈賄防止を実践することが期待される。
- 日本企業は、海外贈賄防止の取組状況を投資家等のステークホルダーに開示することが求められており、積極的に本ガイドンス実践の表明を検討すべきである。

1. 海外贈賄防止ガイドンスについて

日本弁護士連合会(「日弁連」)は、2016年7月15日に「海外贈賄防止ガイドンス(手引)」「本ガイドンス」を公表した。

2015年7月に経済産業省が「外国公務員贈賄防止指針」(「経産省指針」)の改訂版を公表したが、本ガイドンスは、経産省指針を補完する形で、日本企業及び日本企業に助言を行う弁護士を対象に、海外贈賄防止を推進する上での実務指針に関する現時点でのベスト・プラクティスを取りまとめたものである。

本ガイドンスは、[日弁連のサイト](#)から入手可能である。なお、経産省指針の改訂については、[危機管理ニュース「経済産業省が『外国公務員贈賄防止指針』の改訂版を公表」\(2015年8月\)](#)を参照。

(1) 本ガイドンスの目的

日弁連は、本ガイドンスの目的として下記の3つに言

及している。

- ① 取締役としての内部統制システム整備義務を果たす上で必要な贈賄防止体制の要素を明確にすること
- ② 海外贈賄防止規制による処罰の減免にも一助となり得る内部統制システムの要素を明確にすること
- ③ 企業及び弁護士における海外贈賄防止のための実務対応の在り方を明確にすること

(2) 本ガイドンスの性格・活用方法

日本企業は、取締役としての内部統制システム整備義務を果たすとともに、各国規制による摘発・処罰を回避し、海外での事業を持続可能な形で展開していくために、本ガイドンスに基づき海外贈賄防止を実践することが期待されている。また、贈賄に伴うリスクの顕在化による企業価値の毀損を防ぐとともに、現地担当者を賄賂の不当要求の脅威から守るためにも、本ガイドンスの実践が有用であるとしている。

(3) 本ガイドンスの実践表明の推奨

日本企業は、投資家等のステークホルダーに海外贈賄防止の取組状況を開示することが強く求められているので、本ガイドンスに沿った海外贈賄防止対策の実践を社内外に表明することが推奨されている。

2. 本ガイドンスの概要

本ガイドンスは、(1)海外贈賄防止体制の整備、(2)有事の対応(危機管理)、(3)子会社管理・企業買収、(4)その他という4章構成になっている。本ガイドンスの基本的内容は、かなりの部分が経産省指針と共通しており、経産省指針の分かりやすいダイジェスト版となっている。ここでは特に本ガイドンス独自の注目すべき記載内容について概説する。

(1) 海外贈賄防止体制の整備

「海外贈賄防止体制の整備」として、①経営トップがとるべき姿勢と行動、②リスクベース・アプローチ、③基本方針及び社内規程の策定、④組織体制、⑤第三者の管理、⑥教育、⑦モニタリングと継続的改善、⑧ファシリテーション・ペイメント、⑨記録化を説明している。

まず、「社内規程の策定」については、社内規程に盛り込むべき要素として、(i)社内規程の適用範囲、(ii)贈賄の明確な禁止規定、(iii)不正会計の防止、(iv)懲戒、(v)内部通報制度、(vi)組織体制、(vii)手続規程(接待・贈答・外国公務員等の招聘、寄附、エージェント等の第三者の起用に関する手続)を具体的に掲げており、企業や弁護士が社内規程を策定するのに分かり易い指針となっている。

また、本ガイドンスは、経産省指針と同様に、エージェント等の「第三者の管理」の重要性を強調しているが、特に、(i)第三者との契約に贈賄防止条項を入れる、(ii)第三者から贈賄行為を行わない旨の誓約書を取得する、(iii)第三者に対する調査を実施する(検索エンジンでの調査、商業登記簿謄本の取得、有料データベースの利用、調査会社によるバックグラウンド調査、面談)、(iv)取引担当者に申請書提出を義務付けるなど、第三者の管理方法が具体的に記載されている。

さらに、「ファシリテーション・ペイメント」(通常の行政サービスの円滑化のための少額の支払)という用語を用いるとそれが適法な支払であるかのような誤解を与えるおそれがあることから、経産省指針の改訂版ではこ

の用語は削除された。しかし、企業の実務や相談では今でもファシリテーション・ペイメントの取扱いが問題となることから、本ガイドンスではその実務指針も規定している。具体的には、(i)ファシリテーション・ペイメントの支払実態の調査、(ii)ファシリテーション・ペイメントの支払記録の作成、(iii)ファシリテーション・ペイメントを断る方法を含む実務的トレーニング、(iv)現地弁護士を含めて対応を検討し、日本大使館、領事館、商工会議所、外務省、JICA、ジェトロ、同業者組合等を通じて現地政府に改善を要求するなどの対応策が推奨されているのも注目される。

(2) 有事の対応(危機管理)

本ガイドンスが「有事の対応(危機管理)」に言及している点も経産省指針と共通しているが、①外国公務員から賄賂の不当要求を受けた場合、②外国公務員に賄賂を供与した事実を把握した場合のそれぞれの有事対応につき、どのような手順で対応すべきかを具体的に記載しており、企業や弁護士にとって有事対応の具体的なイメージが分かるものとなっている。

(3) 子会社管理・企業買収

「企業買収」は、贈賄リスクが生じやすい場面として米国の海外腐敗行為防止法(FCPA)のガイドライン等でも取り上げられている。本ガイドンスは、企業買収において海外贈賄防止のデュー・ディリジェンスが必要としており、(i)買収契約前、(ii)買収契約の締結時、(iii)買収完了後に分けて、それぞれどのような対応をすべきかを具体的に記載している。

(4) その他

最後に、本ガイドンスは、「経産省指針と本ガイドンスの趣旨を踏まえ、海外贈賄防止対策の実践に努める」旨を社内外に表明することが望ましいとしている。そして、本ガイドンスを可能な限り役職員に周知して海外贈賄防止対策の強化に役立てるとともに、本ガイドンスの実践状況等を外部に開示して企業に対する社会的信頼の向上に役立てることが望ましいとしている。

企業が効果的な海外贈賄防止体制を構築するに当たって、経産省指針とともに本ガイドンスが有効に活用されることが期待される。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。



弁護士 甲斐淑浩
yoshihiro.kai@amt-law.com
Tel: 03-6888-5694
Fax: 03-6888-6694
<http://www.amt-law.com/professional/profile/YOK>

- 本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、DRG-newsletter@amt-law.comまでご連絡下さいますようお願いいたします。
- 本ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.amt-law.com/bulletins3.html>にてご覧いただけます。

**ANDERSON
MŌRI &
TOMOTSUNE**

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
TEL:03-6888-1000(代表)
E-mail:inquiry@amt-law.com